



三重県公報

令和2年9月25日 (金)

第 144 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
628	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
629	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
630	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	2
631	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	2
632	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
633	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
634	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
635	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同)	4
636	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
637	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
638	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	4
639	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
640	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
641	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
642	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 振 興 課)	6
643	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	6
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	同伴	(同)	7

告 示

三重県告示第 628 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 敬人会 金丸脳脊椎外科クリニック	伊賀市佐那具町 804 番地 1	令和 2 年 8 月 1 日
かわいクリニック	津市河芸町浜田 688 番地 1	令和 2 年 8 月 1 日
山中胃腸科クリニック	松阪市田村町 446 番地 2	令和 2 年 8 月 1 日
ハート歯科	桑名市長島町又木 66-1	令和 2 年 3 月 1 日
あおば薬局桑名店	桑名市寿町 3-64	令和 2 年 8 月 1 日
ウエルシア薬局鈴鹿算所店	鈴鹿市算所一丁目 19 番 1 号	令和 2 年 9 月 1 日

三重県告示第 629 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
金丸脳脊椎外科クリニック	伊賀市佐那具町 804-1	令和 2 年 7 月 31 日
かわいクリニック	津市河芸町浜田 688-1	令和 2 年 7 月 31 日
山中胃腸科クリニック	松阪市田村町 446-2	令和 2 年 7 月 31 日
医療法人一信会 桑栄歯科	桑名市桑栄町 2 桑栄ビル 3 階	令和 2 年 7 月 31 日
中條歯科	津市博多町 5-50	令和 2 年 7 月 31 日
アイランド薬局 桑名寿店	桑名市寿町三丁目 64	令和 2 年 7 月 31 日
ココカラファイン薬局 曾祢店	伊勢市曾祢 1 丁目 13-5	令和 2 年 7 月 31 日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山 2 丁目 5-1	令和 2 年 7 月 31 日

三重県告示第 630 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
うにた医院	伊勢市宮町一丁目 7 番 18 号	令和 2 年 7 月 1 日

三重県告示第 631 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 日	事業（サービスの）種類
				年 月 日	

内科・消化器科つかもとクリニック	四日市市三重 1 丁目 6 番地	塚本 宏滋	四日市市三重一丁目 6 番地	令和 2 年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
内科・消化器科つかもとクリニック	四日市市三重 1 丁目 6 番地	塚本 宏滋	四日市市三重一丁目 6 番地	令和 2 年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
旭が丘調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘 3 丁目 2-8	株式会社 ダイワコーポレーション	鈴鹿市南江島町 14-1	令和 2 年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
旭が丘調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘 3 丁目 2-8	株式会社 ダイワコーポレーション	鈴鹿市南江島町 14-1	令和 2 年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 632 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
熊社協飛鳥・五郷通所介護事業所	熊野市飛鳥町野口 678	社会福祉法人熊野市社会福祉協議会	熊野市井戸町 1150 番地	居宅介護支援	令和 2 年 4 月 30 日

三重県告示第 633 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
みどりの森 介護サービス	株式会社 みどりの森	訪問介護	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市下村町 869-3	令和 2 年 3 月 9 日
グリーンケア訪問看護ステーション	株式会社みどりの森	訪問看護	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市鎌田町 412-5	令和 2 年 3 月 9 日
グリーンケア訪問看護ステーション	株式会社みどりの森	介護予防訪問看護	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市鎌田町 412-5	令和 2 年 3 月 9 日
福祉用具貸与販売 みどりの森	株式会社みどりの森	福祉用具貸与	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市下村町 869-3	令和 2 年 3 月 9 日
福祉用具貸与販売 みどりの森	株式会社みどりの森	特定福祉用具販売	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市下村町 869-3	令和 2 年 3 月 9 日
福祉用具貸与販売 みどりの森	株式会社みどりの森	介護予防福祉用具貸与	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市下村町 869-3	令和 2 年 3 月 9 日
福祉用具貸与販売 みどりの森	株式会社みどりの森	特定介護予防福祉用具販売	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市下村町 869-3	令和 2 年 3 月 9 日
デイサービスゆうなぎ	合同会社夕風	地域密着型通所介護	所在地	志摩市阿児町神明字長沢 2293 番地 1	志摩市阿児町甲賀 2299 番地 7	令和 2 年 5 月 1 日
デイサービスゆうなぎ	合同会社夕風	通所型サービス（みなし）	所在地	志摩市阿児町神明字長沢 2293 番地 1	志摩市阿児町甲賀 2299 番地 7	令和 2 年 5 月 1 日

三重県告示第 634 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
--------	--------	-----	-------

沖谷 裕明	ひまり接骨院	四日市市日永西3丁目25-10	令和2年9月1日
-------	--------	-----------------	----------

三重県告示第 635 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和2年9月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 敬人会 金丸脳脊髄外科クリニック	伊賀市佐那具町 804 番地 1	令和2年8月1日
かわいクリニック	津市河芸町浜田 688 番地 1	令和2年8月1日
山中胃腸科クリニック	松阪市田村町 446 番地 2	令和2年8月1日
ハート歯科	桑名市長島町又木 66-1	令和2年3月1日
あおば薬局桑名店	桑名市寿町 3-64	令和2年8月1日
ウエルシア薬局鈴鹿算所店	鈴鹿市算所一丁目 19 番 1 号	令和2年9月1日

三重県告示第 636 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和2年9月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
金丸脳脊髄外科クリニック	伊賀市佐那具町 804-1	令和2年7月31日
かわいクリニック	津市河芸町浜田 688-1	令和2年7月31日
山中胃腸科クリニック	松阪市田村町 446-2	令和2年7月31日
医療法人一信会 桑栄歯科	桑名市桑栄町 2 桑栄ビル 3 階	令和2年7月31日
中條歯科	津市博多町 5-50	令和2年7月31日
アイランド薬局 桑名寿店	桑名市寿町三丁目 64	令和2年7月31日
ココカラファイン薬局 曾祢店	伊勢市曾祢 1 丁目 13-5	令和2年7月31日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山 2 丁目 5-1	令和2年7月31日

三重県告示第 637 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和2年9月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
うにた医院	伊勢市宮町一丁目 7 番 18 号	令和2年7月1日

三重県告示第 638 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 日 年 月 日	事業（サービス）の種類
内科・消化器科つかもとクリニック	四日市市三重1丁目6番地	塚本 宏滋	四日市市三重一丁目6番地	令和2年 6月1日	居宅療養管理指導
内科・消化器科つかもとクリニック	四日市市三重1丁目6番地	塚本 宏滋	四日市市三重一丁目6番地	令和2年 6月1日	介護予防居宅療養管理指導
旭が丘調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘3丁目2-8	株式会社 ダイワコーポレーション	鈴鹿市南江島町14-1	令和2年 6月1日	居宅療養管理指導
旭が丘調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘3丁目2-8	株式会社 ダイワコーポレーション	鈴鹿市南江島町14-1	令和2年 6月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 639 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 日 年 月 日
熊社協飛鳥・五郷通所介護事業所	熊野市飛鳥町野口678	社会福祉法人熊野市社会福祉協議会	熊野市井戸町1150番地	居宅介護支援	令和2年 4月30日

三重県告示第 640 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
沖谷 裕明	ひまり接骨院	四日市市日永西3丁目25-10	令和2年9月1日

三重県告示第 641 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 日 年 月 日
				新	旧	
みどりの森 介護サービス	株式会社 みどりの森	訪問介護	所在地	松阪市下村町1963-2	松阪市下村町869-3	令和2年 3月9日
グリーンケア訪問看護ステーション	株式会社みどりの森	訪問看護	所在地	松阪市下村町1963-2	松阪市鎌田町412-5	令和2年 3月9日
グリーンケア訪問看護ステーション	株式会社みどりの森	介護予防訪問看護	所在地	松阪市下村町1963-2	松阪市鎌田町412-5	令和2年 3月9日
福祉用具貸与販売みどりの森	株式会社みどりの森	福祉用具貸与	所在地	松阪市下村町1963-2	松阪市下村町869-3	令和2年 3月9日

福祉用具貸与販売 みどりの森	株式会社みどりの森	特定福祉用具販売	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市下村町 869-3	令和2年 3月9日
福祉用具貸与販売 みどりの森	株式会社みどりの森	介護予防福祉用具貸与	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市下村町 869-3	令和2年 3月9日
福祉用具貸与販売 みどりの森	株式会社みどりの森	特定介護予防福祉用具販売	所在地	松阪市下村町 1963-2	松阪市下村町 869-3	令和2年 3月9日
デイサービスゆうなぎ	合同会社夕風	地域密着型通所介護	所在地	志摩市阿児町神 明字長沢 2293 番地 1	志摩市阿児町 甲賀 2299 番地 7	令和2年 5月1日
デイサービスゆうなぎ	合同会社夕風	通所型サービス（みなし）	所在地	志摩市阿児町神 明字長沢 2293 番地 1	志摩市阿児町 甲賀 2299 番地 7	令和2年 5月1日

三重県告示第 642 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
畔名区域 （三重外湾漁業協同組合のうち畔名の地区）	小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）
名田区域 （三重外湾漁業協同組合のうち名田の地区）	小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）
波切区域 （三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区）	あらめをとる漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあらめをとる漁業）
片田区域 （三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区）	小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）
布施田区域 （三重外湾漁業協同組合のうち布施田の地区）	小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）

三重県告示第 643 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町山田字日向原 792 番 11 地先から 志摩市磯部町山田字畑ノ谷 815 番 1 地先まで	旧新	10.0～14.9	51.3
	新	9.6～11.5	51.3

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 9 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類

公共測量（基準点測量及び現地測量）

- 2 作業期間
令和2年9月28日から同年12月21日まで
- 3 作業地域
伊勢市小俣町元町及び同市小俣町宮前

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、奈良県奈良土木事務所長から通知がありました。

令和2年9月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間
令和2年9月7日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域
伊賀市白檜及び名張市黒田

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
